

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年10月
(第3回訂正分)

株式会社アイビスホールディングス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年10月2日に関東財務局長に提出し、2026年10月3日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年9月7日付をもって提出した有価証券届出書並びに2026年9月11日付及び2026年9月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）30,000株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年10月2日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2026年10月2日に決定された引受価額(478.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格520円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「46,920,000」を「47,840,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「46,920,000」を「47,840,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「520」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「478.40」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「239.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき520」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（500円～520円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、520円と決定いたしました。

なお、引受価額は478.40円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（520円）と会社法上の払込金額（425円）及び2026年10月2日に決定された引受価額（478.40円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は239.20円（増加する資本準備金の額の総額47,840,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき478.40円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、名証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2026年10月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき478.40円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき41.60円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2026年10月2日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「93,840,000」を「95,680,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「87,840,000」を「89,680,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

①資金使途の内訳及び充当予定時期

上記の差引手取概算額89,680千円については、以下の通り充当する予定であります。

- a. 自動記録ビジネス電話の導入 21,000千円（2027年10月期15,000千円、2028年10月期6,000千円）
外部（関係各所）との電話のやり取りを文章化して支援記録に反映できるビジネス電話を導入する予定です。
- b. 利用管理記録システム 30,000千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期10,000千円）
利用者の個別QRコードを発行し、通所時間や送迎利用、昼食提供等の管理ができるシステムを開発、導入する予定です。
- c. 支援記録作成AI 38,680千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期18,680千円）
利用者の個別支援計画等の作成補助ができるAIを導入し、スタッフ事務作業の省力化を図る予定です。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

②投資回収計画

本DX投資は、業務効率化を目的としており、即座の売上拡大を企図するものではありませんが、当社グループの持続的成長における生命線となるシステム投資です。中長期的な省力化・効率化を推進するだけでなく、将来的なM&Aや他社からの業務請負への対応力も高め、グループ全体の事業拡大と収益化を牽引する投資回収計画としております。

③資金調達の妥当性

当社グループは、今後の成長戦略の実現に向けて、DX化が必要不可欠であり、公募増資による資金調達はDX化のために合理的かつ妥当であると判断しております。

また、上場による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- a. 施設運営の効率化が進み、労働生産性向上を図ることができます。
- b. 業界未経験者でも障がい者支援の業務を早く習得することが可能となります。
- c. M&Aで当社グループに合流した施設においても、当社グループと同レベルの支援提供が可能になります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「15,300,000」を「15,600,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「15,300,000」を「15,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、フィリップ・キャピタル証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「520」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき520」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年10月2日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、フィリップ・キャピタル証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定しております。

なお、当社普通株式は2023年10月20日付でTOKYO PRO Marketに、2024年12月20日付でFukuoka PRO Marketに上場しておりますが、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場（売買開始）日の前日（2026年10月12日（月））付でTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式はTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況、及び本書提出日現在の当社の株主が本書提出日から名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場（売買開始）日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点（詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて（1）」をご参照下さい。）等を勘案した結果、本募集については、発行価格及び売出価格決定日時点のTOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条に規定するブックビルディング方式により決定いたしました。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社旺司ライフワーク（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、30,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026年10月27日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2026年10月13日から2026年10月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。